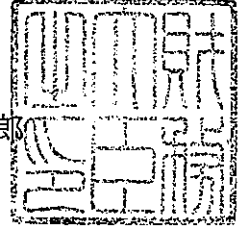


行政文書不開示決定通知書

様

財務大臣 麻生 太郎



平成29年9月4日付の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

2013年6月1日以降、財務省理財局職員（局長以下幹部含む）と国土交通省航空局職員との間で送受信された電子メールのうち、学校法人・森友学園への国有地売却・貸付について、財務省または国土交通省と森友学園の交渉の経過が分かるもの。

2 不開示とした理由

開示請求のあった上記行政文書について、財務省において文書の保有が確認できなかったため。

* この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、財務大臣に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 担当課等

理財局国有財産業務課国有財産審理室

TEL: 03 (3581) 4111 (内 様)

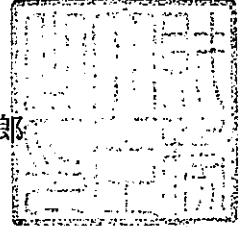
大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室

TEL: 03 (3581) 4111 (内5623)

行政文書不開示決定通知書

様

財 務 大 臣 麻 生 太 郎



平成29年9月4日付の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

2013年6月1日以降、財務省理財局職員（局長以下幹部含む）と近畿財務局職員（局長以下幹部含む）との間で送受信された電子メールのうち、学校法人・森友学園への国有地売却・貸付について、財務省または近畿財務局と森友学園の交渉の経過が分かるもの。

2 不開示とした理由

開示請求のあった上記行政文書について、財務省において文書の保有が確認できなかったため。

* この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、財務大臣に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 担当課等

理財局国有財産業務課国有財産審理室

TEL：03（3581）4111（内 様）

大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室

TEL：03（3581）4111（内5623）

開示・不開示・部分開示
()

F 2

理財局 決裁文書

文書分類

保存期間

5

年

件名

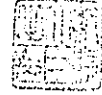
開示請求（接受番号 文第30058号、第30059号）に係る不開示決定について

受信者

(開示請求者)

発信者

財務大臣



文書記
号番号

省令 告示 訓令 第 号
財 務 第 号
事 務 連 絡

至 急・決裁完了期限 (月 日まで)

公印・電子署名付与者

上記のことについて のように

別案のとおり、不開示決定を行い、開示請求者に対し、行政文書不開示決定通知書を送付

してよろしいか伺います。
します。

局長 	主管課長 	主管課	審理室長 	企画官 	課長補佐 	起案者 	国有財産業務課 国有財産審理室訟務係 (内線 [Redacted])
富山次長 	総務課長 	総務課	政策調整室長 	補佐 	文書係 	企画係 	発議月日・発議番号 送付月日
	国有財産企画課長 		企画推進室長 				受付月日・受付番号 送付月日
	文書課長 		情報公開・ 個人情報保護室長 		情報公開・ 個人情報保護第2係 		

先方の文書 記号番号	第 号	文書 種別	発送 発表	送付 ホームページ	送信 伺	官報 供覧	送達 種別	郵送 小包	普通 電氣通信 回線	親展 回線	展 部内通知	速達 その他	留 送	使送 ()
先方の文 書の日付	年 月 日	発送	年 月 日	送付	年 月 日	送信	官報	送達	種別	備考				
起 案	29年10月6日	完結	年 月 日											
決裁完了	29年10月16日	保存 満了	年 月 日											
文書発信 日付	年 月 日	取扱 区分	(極 秘・秘)											

(伺)

行政文書開示請求に係る不開示決定 (案) について

行政文書開示請求書 (受付番号: 文第30058号、第30059号) については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成11年法律第42号、以下「法」という。) 第9条第2項の規定により、行政文書不存在を理由とした不開示決定をすることとしたい。

1. 開示請求の内容

(1) 文第30058号

2013年6月1日以降、財務省理財局職員 (局長以下幹部含む) と近畿財務局職員 (局長以下幹部含む) との間で送受信された電子メールのうち、学校法人・森友学園への国有地売却・貸付について、財務省または近畿財務局と森友学園の交渉の経過が分かるもの。

(2) 文第30059号

2013年6月1日以降、財務省理財局職員 (局長以下幹部含む) と国土交通省航空局職員との間で送受信された電子メールのうち、学校法人・森友学園への国有地売却・貸付について、財務省または国土交通省と森友学園の交渉の経過が分かるもの。

2. 不開示決定の理由

開示請求のあった上記行政文書について、財務省において文書の保有が確認できなかったため。

3. 不開示決定期限

本件開示請求は、平成29年9月5日に接受し、補正に10日費やしたことから、不開示決定の期限は平成29年10月16日となる。(法第10条第1項)

(以上)

行政文書不開示決定通知書

様

財 務 大 臣 麻 生 太 郎

平成29年9月4日付の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

2013年6月1日以降、財務省理財局職員（局長以下幹部含む）と近畿財務局職員（局長以下幹部含む）との間で送受信された電子メールのうち、学校法人・森友学園への国有地売却・貸付について、財務省または近畿財務局と森友学園の交渉の経過が分かるもの。

2 不開示とした理由

開示請求のあった上記行政文書について、財務省において文書の保有が確認できなかったため。

* この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、財務大臣に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

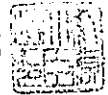
* 担当課等

理財局国有財産業務課国有財産審理室 TEL: 03 (3581) 4111 (内)
大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室 TEL: 03 (3581) 4111 (内5623)

行政文書不開示決定通知書

様

財 務 大 臣 麻 生 太 郎



平成29年9月4日付の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

2013年6月1日以降、財務省理財局職員（局長以下幹部含む）と国土交通省航空局職員との間で送受信された電子メールのうち、学校法人・森友学園への国有地売却・貸付について、財務省または国土交通省と森友学園の交渉の経過が分かるもの。

2 不開示とした理由

開示請求のあった上記行政文書について、財務省において文書の保有が確認できなかったため。

* この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、財務大臣に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 担当課等

理財局国有財産業務課国有財産審理室 TEL: 03 (3581) 4111 (内 様)

大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室 TEL: 03 (3581) 4111 (内5623)



行政文書開示請求書

平成29年 9月4日

財務大臣

殿

(ふりがな)

氏名又は名称： (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所： (法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

〒 TEL

(ふりがな)

連絡先： (連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1 請求する行政文書の名称等

(請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。) 2013年6月以降、財務省理財局職員(局長以下幹事含む)と国土交通省航空局職員との間で送受信された電子メールのうち、学校法人森友学園への国有地売却・貸付に関係しているもの。

2 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)


ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 ()

<実施の希望日>

① 写しの送付を希望する。

<p>開示請求手数料 行政文書1件につき300円</p>		<p>(受付印)</p>
----------------------------------	---	--------------

*この欄は記入しないでください。

<p>担当課</p>	
<p>備考</p>	



行政文書開示請求書

平成29年9月4日

財務大臣

殿

(ふりがな)

氏名又は名称： (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所： (法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

〒 TEL

(ふりがな)

連絡先： (連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1 請求する行政文書の名称等

(請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。) 2013年6月1日以降、財務省理財局職員(局長以下幹部含む)と近畿財務局職員(局長以下幹部含む)との間で送受信した電子メールのうち、学校法人・森友学園への国有地売却・貸付に関するもの。

2 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 ()

<実施の希望日>

イ 写しの送付を希望する。

<p>開示請求手数料 行政文書1件につき300円</p>		<p>(受付印)</p>
----------------------------------	--	--------------

*この欄は記入しないでください。

<p>担当課</p>	
<p>備考</p>	

再補正依頼に対する回答書
(文書受付番号: 30058号)

平成29年9月14日付の補正依頼に対し、以下のとおり回答いたします。

- 「請求する行政文書の名称等」欄の請求内容のうち
「学校法人森友学園への国有地売却・貸付に関係しているもの」の部分の補正について

※希望する番号に○印を付してください。

- (1) 「学校法人森友学園への国有地売却・貸付の手続きが分かるもの」とする。

- (2) 開示請求する行政文書の名称等を下記に変更する。

(請求する行政文書を当方が特定できるようにご記入いただきますようお願いいたします。)

2013年6月1日以降、財務省理財局職員(局長以下幹部含む)と近畿財務局職員(局長以下幹部含む)との間で送受信された電子メールのうち、学校法人・森友学園への国有地売却・貸付について、財務省または近畿財務局と森友学園の交渉の経過が分かるもの。

平成 29 年 9 月 15 日

住所

氏名

再補正依頼に対する回答書
(文書受付番号：30059号)

平成29年9月14日付の補正依頼に対し、以下のとおり回答いたします。

- 「請求する行政文書の名称等」欄の請求内容のうち
「学校法人森友学園への国有地売却・貸付に関係しているもの」の部分の補正について

※希望する番号に○印を付してください。

- (1) 「学校法人森友学園への国有地売却・貸付の手続きが分かるもの」とする。

- (2) 開示請求する行政文書の名称等を下記に変更する。

(請求する行政文書を当方が特定できるようにご記入いただきますようお願いいたします。)

2013年6月1日以降、財務省理財局職員(局長以下幹部誌)と国土交通省航空局職員との間で送受信された電子メールのうち、学校法人・森友学園への国有地売却・貸付について、財務省または近畿財務局-国土交通省と森友学園の交渉の経過が分かるもの。

平成29年9月15日

住所

氏名

平成29年9月14日

様

財務省大臣官房文書課
情報公開・個人情報保護室

行政文書開示請求書の補正について

平成29年9月4日付（財務省受付：文第30058号）で財務大臣あてに提出され、9月8日付で補正の依頼を行った「行政文書開示請求書」について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第4条第2項の規定に基づき補正を求めますので、別添の回答書に御記入のうえ、御回答願います。

なお、当該補正に要した日数は、法第10条第1項の規定により、開示決定等の期限（開示請求があった日から30日）には算入されないことを御承知お願います。

1. 「請求する行政文書の名称等」欄の補正について

別添のとおり

9月11日付で「補正依頼に対する回答書」を頂きました。回答に記載のございます「2013年6月1日以降、財務省理財局職員（局長以下幹部含む）と近畿財務局職員（局長以下幹部含む）との間で送受信された電子メールのうち、学校法人森友学園への国有地売却・貸付に言及しているもの。」につきましては、開示請求文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるため、現状のままでは形式不備による不開示決定とせざるを得ません。希望する行政文書を当方が把握・特定できるように請求する行政文書等の個別具体的な名称等を別添回答書に御記入のうえ、9月29日（金）までに御返送願います。

2. 本件に関する問い合わせ先

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1

財務省大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室

TEL: 03-3581-4111 (内5623)

別添

再補正依頼に対する回答書
(文書受付番号：30058号)

平成29年9月14日付の補正依頼に対し、以下のとおり回答いたします。

○「請求する行政文書の名称等」欄の請求内容のうち
「学校法人森友学園への国有地売却・貸付に関係しているもの」の部分の補正について

※希望する番号に○印を付してください。

(1) 「学校法人森友学園への国有地売却・貸付の手続きが分かるもの」とする。

(2) 開示請求する行政文書の名称等を下記に変更する。

(請求する行政文書を当方が特定できるようにご記入いただきますようお願いいたします。)

平成 年 月 日

住所 _____

氏名 _____

平成29年9月14日

様

財務省大臣官房文書課
情報公開・個人情報保護室

行政文書開示請求書の補正について

平成29年9月4日付（財務省受付：文第30059号）で財務大臣あてに提出され、9月8日付で補正の依頼を行った「行政文書開示請求書」について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第4条第2項の規定に基づき補正を求めますので、別添の回答書に御記入のうえ、御回答願います。

なお、当該補正に要した日数は、法第10条第1項の規定により、開示決定等の期限（開示請求があった日から30日）には算入されないことを御承知お願います。

1. 「請求する行政文書の名称等」欄の補正について

別添のとおり

9月11日付で「補正依頼に対する回答書」を頂きました。回答に記載のございます「2013年6月1日以降、財務省理財局職員（局長以下幹部含む）と国土交通省航空局職員との間で送受信された電子メールのうち、学校法人森友学園への国有地売却・貸付に言及しているもの。」につきましては、開示請求文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるため、現状のままでは形式不備による不開示決定とせざるを得ません。希望する行政文書を当方が把握・特定できるように請求する行政文書等の個別具体的な名称等を別添回答書に御記入のうえ、9月29日（金）までに御返送願います。

2. 本件に関する問い合わせ先

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1

財務省大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室

TEL：03-3581-4111（内5623）

別添

再補正依頼に対する回答書
(文書受付番号：30059号)

平成29年9月14日付の補正依頼に対し、以下のとおり回答いたします。

○「請求する行政文書の名称等」欄の請求内容のうち
「学校法人森友学園への国有地売却・貸付に関係しているもの」の部分の補正について

※希望する番号に○印を付してください。

(1) 「学校法人森友学園への国有地売却・貸付の手続きが分かるもの」とする。

(2) 開示請求する行政文書の名称等を下記に変更する。

(請求する行政文書を当方が特定できるようにご記入いただきますようお願いいたします。)

平成 年 月 日

住所 _____

氏名 _____

平成29年9月8日

様

財務省大臣官房文書課
情報公開・個人情報保護室

行政文書開示請求書の補正について

平成29年9月4日付（財務省受付：文第30058号）で財務大臣あてに提出された「行政文書開示請求書」について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第4条第2項の規定に基づき以下の補正を求めます。

1. 「請求する行政文書の名称等」欄の補正について

2013年6月1日以降、財務省理財局職員（局長以下幹部含む）と近畿財務局職員（局長以下幹部含む）との間で送受信された電子メールのうち、学校法人森友学園への国有地売却・貸付に関係しているもの。

貴殿から、上記内容を「請求する行政文書の名称等」とする開示請求がありましたが、より正確な文書特定につなげたいと考えますので、「学校法人森友学園への国有地売却・貸付に関係しているもの」の部分で、「学校法人森友学園への国有地売却・貸付の手続きが分かるもの」と補正してよろしいか、別紙の回答書によりご回答願います。

なお、当該補正に要した日数は、法第10条第1項の規定により、開示決定等の期限（開示請求があった日から30日）には算入されないことをご承知お願います。

2. 本件に関する問い合わせ先

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1
財務省大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室
TEL：03-3581-4111（内5623）



補正依頼に対する回答書

平成29年9月8日付の補正依頼に対し、以下のとおり回答いたします。

- 「請求する行政文書の名称等」欄の請求内容のうち「学校法人森友学園への国有地売却・貸付に関係しているもの」の部分の補正について

※希望する番号に○印を付してください。

(1) 「学校法人森友学園への国有地売却・貸付の手続きが分かるもの」とする。

(2) 開示請求する行政文書の名称等を下記に変更する。

(請求する行政文書を当方が特定できるようにご記入いただきますようお願いいたします。)

2013年6月1日以降、財務省理財局職員(局長以下幹部含む)と近畿財務局職員(局長以下幹部含む)との間で送受信された電子メールのうち、学校法人森友学園への国有地売却・貸付に言及しているもの。

平成29年 9月 11日

住所

氏名

平成29年9月8日

様

財務省大臣官房文書課
情報公開・個人情報保護室

行政文書開示請求書の補正について

平成29年9月4日付（財務省受付：文第30059号）で財務大臣あてに提出された「行政文書開示請求書」について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第4条第2項の規定に基づき以下の補正を求めます。

1. 「請求する行政文書の名称等」欄の補正について

2013年6月以降、財務省理財局職員（局長以下幹部含む）と国土交通省航空局職員との間で送受信された電子メールのうち、学校法人森友学園への国有地売却・貸付に関係しているもの。

貴殿から、上記内容を「請求する行政文書の名称等」とする開示請求がありましたが、より正確な文書特定につなげたいと考えますので、「学校法人森友学園への国有地売却・貸付に関係しているもの」の部分で、「学校法人森友学園への国有地売却・貸付の手続きが分かるもの」と補正してよろしいか、別紙の回答書によりご回答願います。

なお、当該補正に要した日数は、法第10条第1項の規定により、開示決定等の期限（開示請求があった日から30日）には算入されないことをご承知お願います。

2. 本件に関する問い合わせ先

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1
財務省大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室
TEL：03-3581-4111（内5623）

補正依頼に対する回答書

平成29年9月8日付の補正依頼に対し、以下のとおり回答いたします。

- 「請求する行政文書の名称等」欄の請求内容のうち
「学校法人森友学園への国有地売却・貸付に関係しているもの」の部分の補正について

※希望する番号に○印を付してください。

- (1) 「学校法人森友学園への国有地売却・貸付の手続きが分かるもの」とする。

- (2) 開示請求する行政文書の名称等を下記に変更する。

(請求する行政文書を当方が特定できるようにご記入いただきますようお願いいたします。)

2013年6月以降、財務省理財局職員(局長以下幹部含む)と国土交通省航空局職員との間で送受信された電子メールのうち、学校法人森友学園への国有地売却・貸付に言及しているもの。

平成29年 9月 11日

住所

氏名



行政文書開示請求書

平成29年9月4日

財務大臣

殿

(ふりがな)

氏名又は名称： (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所： (法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

〒

(ふりがな)

連絡先： (連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1 請求する行政文書の名称等

(請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。) 2013年6月日以降、財務省理財局職員(局長以下幹部含む)と近畿財務局職員(局長以下幹部含む)との間で送受信された電子メールのうち、学校法人森友学園への国有地売却・貸付に関係しているもの。

2 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付けてください。アを選択された場合は、その具体的な方法を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 ()

<実施の希望日>

イ 写しの送付を希望する。

<p>開示請求手数料 行政文書1件につき300円</p>	<p>財務省接受 収入印紙 9-5 印紙を貼ってください。 300円</p>	<p>(受付印)</p>
----------------------------------	--	--------------

*この欄は記入しないでください。

<p>担当課</p>	
<p>備考</p>	



行政文書開示請求書

平成29年 9月4日

財務大臣

殿

(ふりがな)

氏名又は名称： (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所： (法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

〒 TEL

連絡先： (連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1 請求する行政文書の名称等

(請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。) 2013年6月以降、財務省理財局職員(局長以下幹事含む)と国土交通省航空局職員との間で送受信された電子メールのうち、学校法人森友学園への国有地売却・貸付に関係しているもの。

2 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。
<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 ()
<実施の希望日>
() 写しの送付を希望する。

Table with 3 columns: 開示請求手数料 (行政文書1件につき300円), 財務省接受 29.9.-5 印紙 300円 号, (受付印)

*この欄は記入しないでください。

Table with 2 columns: 担当課, 備考